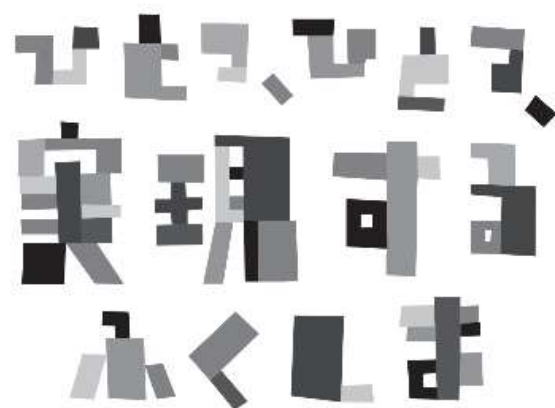


業 務 概 要

2 0 2 5



福島県県北保健福祉事務所

は じ め に

少子高齢化が進行している中、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となり、医療・介護需要の増大が予想される一方、保健・医療・福祉を含む様々な分野における人材の確保が社会全体の大きな課題となっています。

加えて本県においては、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故等の影響により県民の健康指標が悪化しており、様々な健康づくりの取組が一層重要となっています。

こうした状況に対応するため、県では、令和3年10月に新たな「福島県総合計画」を策定し、その実行計画として「ふくしま創生総合戦略」と「第2期福島県復興計画」を両輪に位置づけ、震災からの復興・再生を目指しています。保健医療福祉分野においても「福島県保健医療福祉復興ビジョン（以下「ビジョン」という。）」を見直し、令和12年度を目標とした取り組むべき施策の方向性を示したところです。

当所では、「ビジョン」の実現に向け、県北地域の現状や課題を踏まえて「県北地域保健医療福祉推進計画」を令和5年3月に策定（令和6年4月一部改定）し、市町村や地域、関係団体と連携しながら、県北地域の保健医療福祉施策の充実及び地域住民の安全安心な生活の確保に努めているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日から5類感染症に移行しましたが、次の新たな感染症のパンデミックに備えるとともに、全国各地で頻発している自然災害への対応についても、関係機関の皆様との連携を密にして取り組んでまいります。

本書は、県北地域の保健・医療・福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、当所が実施する令和7年度事業計画及び令和6年度事業実績などを取りまとめたものです。当所の取組について御理解いただきますとともに、今後とも、保健医療福祉行政の推進に御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和7年7月

福島県県北保健福祉事務所長 小谷 尚克

目次

第1章 県北保健福祉事務所の概要

I 地域の概況	1
II 県北保健福祉事務所の概況	2

第2章 令和7年度事業計画

I 令和7年度基本方針及び重点施策	5
II 令和7年度県北保健福祉事務所事業計画体系	7
III 令和7年度県北保健福祉事務所重点事業計画	9
IV 令和7年度事業計画	14
1 生涯にわたる健康づくりの推進	
(1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進	14
(2) 生活習慣病予防の推進	15
(3) 高齢者の介護予防の推進	16
(4) 健全な食生活をはぐくむための食育の推進	16
(5) 歯科口腔保健の推進	17
2 誰もが安心できる地域医療の確保・推進	
(1) 安全、安心な医療サービスの確保	18
(2) 医薬品の有効性・安全性の確保	20
(3) 感染症対策の推進	20
3 安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進	
(1) 切れ目のない母子サポート体制など子育て支援の推進	22
4 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進	
(1) 誰もが人と人とのつながりを感じることができる社会づくりの推進	24
(2) 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実	25
(3) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援	25
(4) DV、虐待防止及び被害者等の保護、支援	26
5 誰もが安全で安心できる生活の確保	
(1) 生活衛生水準の維持向上	27
(2) 安全な飲料水の安定的な供給	27
(3) 食の安全・安心の確保	27
(4) 健康危機管理の強化	28
(5) 災害時の保健医療福祉体制の強化	28
(6) 全ての人が安全かつ快適に生活することのできるまちづくりの推進	28
V 令和7年度県北保健福祉事務所年間行事予定	29

第3章 令和6年度事業実績

1	生涯にわたる健康づくりの推進	
(1)	心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進	34
(2)	生活習慣病予防の推進	36
(3)	高齢者の介護予防の推進	39
(4)	健全な食生活をはぐくむための食育の推進	39
(5)	歯科口腔保健の推進	41
2	誰もが安心できる地域医療の確保・推進	
(1)	安全、安心な医療サービスの確保	42
(2)	医薬品の有効性・安全性の確保	46
(3)	感染症対策の推進	46
3	安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進	
(1)	切れ目のない母子サポート体制など子育て支援の推進	49
4	ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進	
(1)	誰もが人と人のつながりを感じることができる社会づくりの推進	52
(2)	高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実	53
(3)	地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援	54
(4)	DV、虐待防止及び被害者等の保護、支援	56
5	誰もが安全で安心できる生活の確保	
(1)	生活衛生水準の維持向上	57
(2)	安全な水の安定的な供給	58
(3)	食の安全・安心の確保	58
(4)	健康危機管理の強化	59
(5)	災害時の保健医療福祉体制の強化	60
(6)	全ての人が安全かつ快適に生活することのできるまちづくりの推進	60

第4章 資料編

I	県北地域保健医療福祉推進計画進行状況	61
II	人口動態	68
III	生活保護	74
IV	高齢者福祉	80
V	障がい者保健福祉	82
VI	児童福祉・母子保健	88
VII	難病	94
VIII	医療施設	97
IX	薬事	99
X	感染症対策	104
X I	環境衛生・食品衛生	107
X II	人材育成	119
X III	調査研究	121